

○ 総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を次のとおり指定する。

なお、令和二年総務省告示第三百三十八号（電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件）は、廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

- 一 株式会社 NTTドコモ
- 二 沖縄セルラー電話株式会社
- 三 KDDI株式会社
- 四 ソフトバンク株式会社
- 五 UQコミュニケーションズ株式会社
- 六 楽天モバイル株式会社
- 七 株式会社インター・ネットイニシアテイブ
- 八 株式会社ウイルコム沖縄
- 九 SBBパートナーズ株式会社

- 十 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- 十一 株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト
- 十二 NTTビジネスソリューションズ株式会社
- 十三 株式会社エヌ・ティ・ティピード・シーコミュニケーションズ
- 十四 エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社
- 十五 エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社
- 十六 NTTリミテッド・ジャパン株式会社
- 十七 大分ケーブルテレビコム株式会社
- 十八 株式会社オプティージ
- 十九 京セラコミュニケーションシステム株式会社
- 二十 株式会社ケーブルネット下関
- 二十一 株式会社ジエイコムウエスト
- 二十二 株式会社ジエイコム九州
- 二十三 株式会社ジエイコム埼玉・東日本
- 二十四 株式会社ジエイコム札幌
- 二十五 株式会社ジエイコム湘南・神奈川

- |     |                  |
|-----|------------------|
| 二十六 | 株式会社ジエイコム千葉      |
| 二十七 | 株式会社ジエイコム東京      |
| 二十八 | 汐留モバイル株式会社       |
| 二十九 | 株式会社ソラコム         |
| 三十  | 中部テレコミニケーション株式会社 |
| 三十一 | 土浦ケーブルテレビ株式会社    |
| 三十二 | 株式会社ドコモCS        |
| 三十三 | ビッグローブ株式会社       |
| 三十四 | ヤフー株式会社          |
| 三十五 | 横浜ケーブルビジョン株式会社   |
| 三十六 | LINEモバイル株式会社     |
| 三十七 | 楽天コミュニケーションズ株式会社 |